

《日本語教育の総合的な体制づくり推進事業》
外国人就労者向け日本語教室 実施要領

制定 令和2年7月30日
改正 令和4年3月31日
岐阜県清流の国推進部

1 目的

産業界における人手不足が深刻化する中、本県では外国人労働者が増加傾向にあり、今後もさらなる増加が見込まれている。そうした中、外国人労働者が安心して暮らしていくためには、同じ職場の日本人や地域住民とのコミュニケーションが重要であり、それを可能にする日本語教育が不可欠である。

しかしながら、外国人が居住する地域に日本語教室がない場合があり、また、外国人を雇用する事業者が日本語教育のノウハウが十分でない場合がある。

そこで、岐阜県（以下「県」という。）が、モデル日本語教室として、外国人を雇用する事業者と連携した外国人就労者向け日本語教室（以下「教室」という。）を開催することで、県内事業所で就労する外国人のコミュニケーション力の向上を図るとともに、連携する事業者（以下「連携事業者」という。）に対して日本語教育のノウハウの提供を図り、もって本県の日本語教育の推進に資することを目的とする。

2 実施主体

教室の実施主体は県とする。ただし、県は、この事業を適正に実施できると認める法人等に、業務の全部又は一部を委託して実施する。

また、実施に当たっては、連携事業者の所在市町村と協力して実施するものとする。

3 教室の実施内容

- | | |
|-----------|--|
| (1) 受講対象者 | 県内事業所において就労する外国人及びその家族 |
| (2) 実施場所 | 連携事業者が提供する会場 |
| (3) 実施時間 | 土曜日の午前中 90分/回×全5回 |
| (4) 受講者数 | 原則、1教室8人～10人 |
| (5) 授業形式 | 日本語による会話活動 |
| (6) 受講料等 | 受講料及び教材費に係る経費は県負担
会場借上料、受講生の交通費その他の経費は連携事業者負担 |

4 学習支援者

連携事業者は、出来る限り日本人従業員の学習支援者を参加させるものとする。

学習支援者は、受講者との会話活動を通して、事業所における日本語教育のノウハウを学ぶよう努めるものとする。

5 連携事業者の募集

(1) 募集方法

事業者への周知は市町村や各種団体等を通じて行う。

市町村は、連携事業者の応募をとりまとめ、県に回答するものとする。

なお、連携事業者は複数であることが望ましいが、単独であっても差し支えないこととする。

※連携事業者が複数である場合は、連携窓口となる代表企業を定めることとする。

(2) 実施の決定

県は、市町村の申込内容に応じて、教室の実施に向けた調整を行う。

県は、実施調整後、教室実施の可否を決定し、市町村に通知する。

6 受講者の報告

連携事業者は、教室実施の決定後、別途県が指示する事項を記載した受講者名簿を県に提出するものとする。

7 開催予定講座

『やさしい せいかつのにほんご』 (R4.5～R5.2)

- 1 地域・・・地域の人たちと仲良くなろう！
- 2 医療・・・お医者さんに病気の症状を話せるようになろう！
- 3 防災・・・災害から自分の身を守ろう！